

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度第 2 回 上越市子どもの権利委員会

2 議題（全て公開）

- (1) 上越市第 2 期子どもの権利基本計画事業の平成 29 年度上半期の進捗状況について
- (2) 子どもの貧困について
- (3) その他

3 開催日時

平成 29 年 10 月 3 日（火）午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

4 開催場所

春日謙信交流館集会室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：梅野委員長、小山副委員長、佐藤委員、熊田委員、古澤委員、熊倉委員、奈良岡委員、金子委員、小林委員、仲田委員、近藤委員、秦委員、若林委員、本道委員、岩井委員、倉辻委員、星野委員
- ・ 事務局：八木健康福祉部長、こども課 内藤課長、牛木副課長、佐藤係長、高橋主任
- ・ 関係課：共生まちづくり課 太田副課長、福祉課 田村副課長・小林副課長、すこやかなくらし包括支援センター 二所宮副所長、学校教育課 太田副課長

8 発言の内容（要旨）

開会

あいさつ（八木健康福祉部長）

梅野委員長あいさつ

議事(1) 上越市第2期子どもの権利基本計画事業の平成29年度上半期の進捗状況について

事務局（高橋主任）：（資料 No. 1「上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表」により説明）

梅野委員長：3-6-6 あんしんコールは、24時間受付にしたところ相談はあったということだが、相談者は保護者のほうが多かったか、子どもが多かったか。

事務局（内藤課長）：後日回答する。

梅野委員長：滋賀県大津市では、今試行期間中であるが、LINEで相談ができるようにしているという。LINEについては功罪あるとは思いますが、いろいろ課題も多く、慎重にということだと思う。

古澤委員：1-1-4 子どもの権利学習について。子どもの権利学習テキスト「えがお」が、今年度から中学生の全学年版について完全実施になる。10月17日（火）の中学校校長会において、こども課から説明してはどうか。各校での取り組みも違ってくるのではないか。

梅野委員長：委員長及びこども課長が出席し、「えがお」の取組について説明したい。

小山委員：11月22日（金）三郷小学校で「えがお」の公開授業を実施するので、委員からおいでいただきたい。

内藤課長：委員に文書で案内する。

秦委員：2-3-7 地域青少年育成会議について。地域の子どもは地域が育てるということでやっているが、助成金が年々減っていると聞いている。子どもの数が

減っているが活動そのものは減らすことはできない。担当は社会教育課だが、なんとかならないか。助成金を増やさなくてもよいが、これ以上減らさないでほしいという声がある。

事務局（内藤課長）：担当は社会教育課青少年健全育成センターが地域青少年育成会議の関係を担当している。ご意見があったことを担当課に伝える。

岩井委員：1-1-4 子どもの権利学習の周知について。「えがお」を家庭に持ち帰ることで家族も啓発されるので、持ち帰りは大切だと思う。子どもの権利に抵抗があったり、「えがお」を持ち帰ることで騒動になったりした家庭はあったか。

小山副委員長：「えがお」は原則として、授業後は家庭へ持ち帰る。家庭で話し合っているかどうかは掴んでいないが、授業への悪い反響は戻って来ていない。「えがお」の持ち帰り後、保護者がどういうふうに変ったか、授業後にアンケートを取ることを考えている。

古澤委員：「えがお」を使ってこんな内容の子どもの権利学習をしました、家でも話し合ってみてくださいということを、学年だよりや学級だよりで知らせてきた。基本はどここの学校も、ぜひ家でご利用くださいと生徒に「えがお」を持ち帰らせていると思う。その後、家庭での話し合いがどうだったかということは、中学校で今まで具体的に聞き取ったということはない。また、親子で子どもの権利について話し合える状況にない家庭もあるが、そういった家庭については、「えがお」の持ち帰りについて担任と丁寧に話し合う。

梅野委員長：今の問題は、「えがお」の授業を始めた時から心配していた部分でもある。小学校低学年くらいだと、あまり意識しないで書いてしまう。そういう時、保護者の方にそのまま見せることについては、先生方が普段の状況を見ながら、悩まれながら、校長先生や学年主任の先生と相談されながら対応されているのではないかと思っている。無条件ですべての家庭が「えがお」を持ち帰るということにはならないかもしれないが、原則は持ち帰りということで、さまざまなご尽力、努力をしていただいていると思っている。

倉辻委員：大人に対する啓発ということで、昨年11月1日号広報上越で子どもの権利条例の周知を行ったが、広報紙への掲載と「えがお」の授業のタイミングと連携を取れると良い。

事務局（内藤課長）：今年も広報上越 11 月 1 日号に掲載予定で準備を進めている。例年 11 月から 12 月に学校で「えがお」の学習をさせていただくので、それに合わせて掲載を続けていきたいと思っている。

星野委員：3-6-6「あんしんコール」について。希望として、市や学校のホームページ等から、ワンクリックで子どもが見たらすぐに相談のページに行けるような、メールやQRコードなどで相談できるようなものがあればと思う。その際は、48 時間以内など返答までの時間を区切って、解決まではいかなくても、レスポンスはしますというものになると望ましいと思う。

3-5②-18「大人への各種相談窓口の周知」について。「えがお」を見たり講習会に出た方は問題ない。配布物を見なかったり、学校の行事に参加しない親こそが様々な問題が根深く、周知すべき方と思う。そういった家庭について、市と学校は連携が取れそうなのか。

事務局（内藤課長）：こども課に児童手当、児童扶養手当等の手続きに来庁された際、支援が必要だと思われる方については、すこやかなくらし包括支援センターと連携して対応している。支援という形で、こども課とすこやかなくらし包括支援センターは情報共有している。また学校とすこやかなくらし包括支援センターとは定例的な会議を実施し、児童やその家庭の状況について情報共有を図ることで、徐々に連携が強まっていると思う。

秦委員：1-1-2 広報紙への掲載について。昨年 11 月 1 日号の子どもの権利条例の記事について。人権擁護委員として小中学校や子育ての団体等で人権について話をしているが、昨年はこの箇所でも、この記事を活用した。非常にわかりやすくコンパクトにまとめてあり、利用しやすかった。今年も期待している。

本道委員：未来のことを考えると、今これから子どもを持つようとしている、あるいは、まだ生まれたばかりの子どもを育てている親御さんに対して、子育て等の様々なストレスの問題が発生する前の段階で、子どもたちはこういった権利を持っているので、これから育児をしていく人はこれらを踏まえていってほしいという話をする場があっても良いと思う。

事務局（内藤課長）：小学校の就学時健診で、小さいお子さんをお持ちの方向けの子どもの権利のチラシを配布し、子どもの権利について少しお話しさせて

いただいたこともある。学校に時間を取ってもらえるようであれば、そういった機会を活用して子どもの権利の話をしていきたい。

岩井委員：3-6-6「相談電話」の件について。私は市の「子どもほっとライン」と新潟県のいじめ相談員をやっていたので、対応だけお伝えしたい。市の「子どもほっとライン」が24時間対応になったのはとても良かった。上越市のホットラインが昼間のみだった時は、保護者からの、いじめや不登校の相談が多かったと思う。県の相談で夜の時間は、大人からの相談が圧倒的に多く、職場でのいじめ、セクハラ、パワハラがあったように思う。市の相談電話「子どもほっとライン」について、更に広報し、周知を進めてほしい。

金子委員：相談ツールの件で話をしたい。相談を受ける立場として、メール、LINE等で相談を受けた場合、緊急度を文字から読み取るという、相談を受ける側の対応の難しさがある。相談の入口としては良いと思うが、面接が基本で、人と人の会話の中で解決を図ることが基準、基本になると思う。

梅野委員長：相談ツールを検討する担当の中に、LINEやネットについて十分熟知して問題を解決しているような専門家がいないと、議論が進まない。現在の新潟県の状況は、LINEでの相談を受け付ける状況にまだないという感じがする。

事務局（内藤課長）：市の相談では、LINEやメールでの相談ツールを考えるなど、具体的な動きにはまだなっていない。

梅野委員長：相談ツールについては、無条件に広げたほうが良いということでもないので、今後も検討していくことが必要と思われる。

議事(2) 子どもの貧困について

事務局（佐藤係長）：(資料No.2「子どもの貧困対策の推進に向けた取り組み状況」により説明)

梅野委員長：上越市子どもの権利基本計画の基本的な施策に「誰もが等しく権利を享受するための支援」があり、子どもの貧困対策の推進と子どもの権利の推進は、かなり重なっていると思っている。資料No.3の別添7「上越市子ども

の「貧困対策施策一覧表」によると、問題がある状況を改善するために、このような施策をします、というのは説明されているが、子どもの貧困対策の「宣言」のような、コンセプトのようなものはあるのか。

事務局（内藤課長）：そこも含めて、検討課題としたい。子どもは親を選べないが、どの子にも共通して幸せに生きる権利があるという、子どもの視点をとらえて、子どもを中心に貧困対策を推進していきたい。それは、子どもだけが貧困ということではなく、子どもを取り巻く親等も含めての支援が必要という考えからである。

梅野委員長：法に則して、これだけの事業一覧が出ていることから、こども課としては具体的な施策イメージを持っていると思う。それは、今課長が言ったような言葉と共にあると、上越市の施策の方向として説明しやすいと思う。

若林委員：資料 No. 2 に記載の、7月31日開催「団体との意見交換会」で、どんな話が出たかを説明したい。まず、「行政が介入することで自由な活動でなくなる」という意見が出た。市が行うと、公平、平等が前提になるので、活動に制限がかかるのではないかという懸念。また、貧困対策とはっきりわかるかたちでアプローチすることの影響について話をした。貧困対策だとはっきりわかってしまうと、受ける人もその人の周りにも影響が出るのではないか。例えば、その家は貧困だから補助をもらっている、というような理由でいじめが起きてしまったりしないだろうかという懸念。一方で、貧困対策とはっきり掲げないと、必要な人への支援が曖昧になってしまう。どちらが良いだろうか、両方必要だろう、という話も出た。

子ども食堂を運営している「いちょう食堂」さん。本当に難しいと感じることは、そこに行っている子どもは、貧しい家庭の子だから、あそこの子と遊んじゃいけないよというふうに、いちょう食堂に行く子どもを取り巻いて、同じ学区の保護者にも影響が起きてしまう。そこが、子ども食堂を運営していて辛いことでもあり、本当に必要な子に届いているのだろうかという、そういう悩みを抱えながらやっていらっしゃるという話もあった。

また「子どもの選択肢が広がる増える支援が必要」ということについて。貧困と言われている子どもがどうせ自分なんてだめなんだ、塾にも行けないし、勉強もわからないし、教えてくれる人もいないというような、自己肯定感が非常に低くなってしまって、やる気を持ってない、意欲を持ってなくなってしまう。経済的な支援も大事だが、精神的な支援も大変重要で、子ども自身が意欲をもって、前向きに育ってもらいたい、そんなフォローをしていきたいという

話が出た。

梅野委員長：そういう内容から上越市のコンセプトができてくると良い。

古澤委員：小学生、中学生くらいでは、子ども自身が貧困状態にあることを気付いていないことが多いように思う。ファストファッション、ファストフード等で、衣食についてなんとかやりくりしていて、修学旅行等、日常生活が見える場面でも貧困状態にあることは見えにくい。中学校段階までで自分の家庭の貧困状態が分かっているのは、かなり重症な家庭かと思う。例えば、日常的につきはぎの制服を着ている子はもういない。ふだんの生活は取り繕ってあって、本当に見えにくくて、難しい問題だという印象を持っている。

岩井委員：貧困の背景に、経済の二極化や離婚、ひとり親家庭が増えていることもあると思う。大抵の家庭が車やスマホを持っているのが当たり前の時に、家の収入が少ないことから、そういうものを所持しながら学校の諸費を払えない等ということになっているのではないか。また、ひとり親になると経済的に苦しくなり、なかなか貧困状態から抜け出せないというのがあると思う。先ほども出た2つの対策、1つは経済的支援、もう1つは精神的支援、どちらも大切と思う。経済的支援について、特に若者に対しては、上越市として、企業誘致等、安心して働いて一定以上の収入が得られるような、そういう企業誘致をしていけると良いと思う。経済的な問題が原因で離婚ということもあるかと思うので、精神的な支援とともに、就職の斡旋等の援助も必要かと思う。

熊倉委員：高校生くらいになると、家の家計状況等を高校生自身が気にして、いろいろ考えている。結果として進路が関わってくるので、その時には家計が進路に影響する生徒もいるようだ。学校では奨学金を紹介したり、本人の希望を家族と話したりといった支援をしている。そういった中で、上越市が行っている高校生の資格取得の助成金ありがたい制度である。

子どもの権利委員会での審議内容は、誰もが等しく権利を享受するための支援や、子どもがすこやかに成長するための取組みの推進といった内容で、貧困対策と、今の子どもの権利の取組みというのは、随分関連がある。ただ、子どもの権利計画の中で子どもの貧困対策を指標、目標、計画にするためには、貧困対策の目標や状況が不足しているという気はする。子どもの貧困対策の計画にするか、子どもの権利などにつながっていくのかというのを考える材料としてはどうだろうかという気がしている。

倉辻委員：最初に委員長が言われた、市としてのコンセプトというものが非常に大切になってくると思う。貧困の原因として、親の雇用形態とか、家族の構成とか、いろいろな問題があがってきているので、市の他の部署とも連携した上で、今後も考えながら、見据えて、それに対する子どもへの様々な支援を、子どもの面から、他の部署等に提案して、そこで根本的な対策をとって、それをもって歩調を合わせていかない限りは、これは解決しない。市はまずコンセプトをしっかりと決め、税に公平性を求めるとか、雇用形態とか、それらを考えた上で、他の部署と様々な対策を考えていかないと、なかなか解決するものではないと思う。

熊田委員：事業者の立場から。子どもはいつかは大人になって社会に出る。社会に出ようと思ったら、必ずお金というものが必要になってくる。それが、今は小・中学校は無償で、高校から教材費を含め様々にお金がかかってくる、そういう社会の仕組みから、学校の時代からすべてただで支給されており、何かを手に入れるためには、対価としてお金を払うという意識が子どもたちに欠けているように思う。社会に出れば、お金というものがないと、次のものは手に入らない。そのためには、一所懸命働かなければならない。金銭教育とか、社会の仕組みの教育みたいなのが若干なくなっているのではないかと思う。できたら、シナリオを作る時にそういうことも加味していただくと、それは最終的には子どもの権利の話にも、自分たちの権利を守るにはそういうことも大事なんだという意識の醸成にもなると思う。権利を有しているが、権利を守るためには、自分の身もきっちり守るということ、そういう考えを身に着けることも非常に大事と思っている。

星野委員：今、子どもを育てるにあたっては、保育料や子ども医療費助成など国や市からの支援がたくさんある。熊田委員の話にあったが、全部自己負担だったら本当はいくらなんだろうと思う。一般家庭には十分な支援だと思うが、それでも助けを求める場合は、必要な支援にすぐつながるような対策、支援体制を求める。

梅野委員長：市では、今後どのように子どもの貧困対策を進める予定か、何か考えがあったら。

事務局（内藤課長）：こども課、生活保護の担当の福祉課、学校の関係で教育委員会学校教育課、子どもの居場所という点で社会教育課、雇用の話もありましたから産業関係というところで、関係課が集まって、市として、子どもだけを

見るのではなく、子どもの周りを含めたかたちで支援の方法を考えていかなければならない。

子どもの権利については、第2期基本計画が平成31年度までの期間になっている。子どもの権利のままでやって行くのが良いのか、または子ども子育て会議というのもあるし、または貧困対策というかたちで、別の計画、あわせて子どもの支援の総合的な計画がいいのかというところを含めて、関係課でまずは意見を出し合って方向性を決めて行ければと思っている。

9 閉会

問い合わせ先

健康福祉部 こども課 TEL 025-526-5111 (内線 1711)

E-mail:kodomo@city.joetsu.lg.jp

その他

木田庁舎、南出張所、北出張所、各総合事務所に備え付けてある会議資料もあわせてご覧ください。